改正前後の自己負担限度額は下表のとおりとなります

令和８年７月まで

〈７０歳未満〉

適用区分（旧ただし書き所得）※1		自己負担限度額（月間）
ア	901万円超	252,600円＋（医療費－842,000円）×1%（4回目以降：140,100円）※2
イ	901万円以下～600万円超	167,400円＋（医療費－558,000円）×1%（4回目以降：93,000円）※2
ウ	600万円以下～210万円超	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%（4回目以降：44,400円）※2
エ	210万円以下	57,600円（4回目以降：44,400円）※2
オ	市民税非課税世帯	35,400円（4回目以降：24,600円）※2

〈７０歳以上〉

適用区分（課税所得）		自己負担限度額（月間）	
		外来のみ（個人）	入院を含む
現役並み	Ⅲ 690万円以上	252,600円＋（医療費－842,000円）×1%（4回目以降：140,100円）※2	
現役並み	Ⅱ 380万円以上	167,400円＋（医療費－558,000円）×1%（4回目以降：93,000円）※2	
現役並み	Ⅰ 145万円以上	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%（4回目以降：44,400円）※2	
一般	145万円未満	18,000円（年間上限：144,000円）	57,600円（4回目以降：44,400円）※2
低所得者	Ⅱ 市民税非課税世帯	8,000円	24,600円
低所得者	Ⅰ 市民税非課税世帯（所得0円の人）	8,000円	15,000円

令和８年８月～令和９年７月

〈７０歳未満〉

適用区分（旧ただし書き所得）※1		自己負担限度額（月間）	年間上限額
ア	901万円超	270,300円＋（医療費－901,000円）×1%（4回目以降：140,100円）※2	1,680,000円
イ	901万円以下～600万円超	179,100円＋（医療費－597,000円）×1%（4回目以降：93,000円）※2	1,110,000円
ウ	600万円以下～210万円超	85,800円＋（医療費－286,000円）×1%（4回目以降：44,400円）※2	530,000円
エ	210万円以下	61,500円（4回目以降：44,400円）※2	530,000円
オ	市民税非課税世帯	36,900円（4回目以降：24,600円）※2	290,000円

〈７０歳以上〉

適用区分（課税所得）		自己負担限度額（月間）		年間上限額
		外来のみ（個人）	入院を含む	
現役並み	Ⅲ 690万円以上	270,300円＋（医療費－901,000円）×1%（4回目以降：140,100円）※2		1,680,000円
現役並み	Ⅱ 380万円以上	179,100円＋（医療費－597,000円）×1%（4回目以降：93,000円）※2		1,110,000円
現役並み	Ⅰ 145万円以上	85,800円＋（医療費－286,000円）×1%（4回目以降：44,400円）※2		530,000円
一般	145万円未満	22,000円（年間上限：216,000円）	61,500円（4回目以降：44,400円）※2	530,000円
低所得者	Ⅱ 市民税非課税世帯	11,000円（年間上限：96,000円）	25,700円（4回目以降：24,600円）※2	290,000円
低所得者	Ⅰ 市民税非課税世帯（所得0円の人）	8,000円	15,700円	180,000円

※１ 旧ただし書き所得とは、総所得金額等から基礎控除額を控除した額となります。
※２ 過去１２か月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が３回以上あった場合、４回目から適用される限度額となります。